## 6次産業化支援事業助成事業を募集します

白鷹町産業振興戦略会議では、町の支援を受け、農工商観の連携や農業の6次産業化による新たな事業への取組を支援するため助成制度を設け事業に取組むかたを支援いたします。

## ▼募集内容

白鷹町の農林畜水産物や地域資源などを活用した以下の事業を募集します。

- ①新商品・新サービス開発等を行うための調査検討事業 勉強会や研修会の開催、先進地調査及び基礎的な試作など、様々なアイデアを具体化するための 調査検討を行う事業に対し、20万円を上限として事業経費の1/2を助成します。
- ②新商品・新サービス等の開発に取り組む事業 既に調査検討が十分になされており、事業化を目指して商品開発や販路拡大などの、具体的取組 を行う事業で、50万円を上限として事業経費の1/2を助成します。

## ▼助成対象者

以下の1、2、3のいずれかに該当するかたです。

- 1 白鷹町で農林畜水産業を営む個人又は法人(以下「農林畜水産業者」という)
- 2 農林畜水産業者が組織する団体
- 3 白鷹町で商工観光業を営む個人又は法人
- ▼募集期間 平成25年6月14日(金)まで
- ■申込・問い合わせ 白鷹町産業振興戦略会議(産業センター内)安部 **☎**85-0055 産業振興課 鈴木 **☎**85-2111 (内線260)

## 新しく就農するかたを応援します

「平成25年度白鷹町新規就農者育成支援事業」として以下の支援を行います。

- (1) 定住支援事業 町外から白鷹町移住して就農されるかたに対する賃貸住宅の家賃を助成します。
- ▼対象者 居住開始から3年未満の町外からの移住就農者(雇用・研修含)
- ▼補助金額 賃貸住宅の年間賃借料の2分の1又は36万円のいずれか低い額
- ▼採択要件等 「農業経営に対する計画」を有し、計画実現に向けた支援者等がいること
- ▼手続き 平成25年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金交付要綱に基づき、申請手続き等を行ってください。
- ▼申請に必要な書類 住居賃貸借契約書(写)、住民票(本籍地及び前住所地の入っているもの)、農業経営計画(※)、 その他
  - ※①青年就農給付金の「研修計画」又は「経営開始計画」 ②認定就農者の「就農計画」 ③ ①②に 準ずる計画(上記計画様式にならい作成したもので可)
  - (2)技術指導者活用支援事業 新規就農者へ技術指導を行うかた(技術指導者)に町から指導謝金を 支給する制度です。
- ▼採択要件等 認定農業者又は認定就農者である就農開始5年未満の新規就農者があらかじめ町に計画 書を提出し、技術指導者の登録を行うことが必要です。(町からは技術指導者に対して指導の依頼を行います。)
- ▼謝金支給額 1時間当たり1,000円(1日当たり1時間、1人につき5万円上限)
- ▼申請に必要な書類等 認定就農者または認定農業者であることが確認できるもの
- ■問い合わせ 産業振興課農業振興係 ☎85-6107